

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 10 月 1 日改定

令和 8 年 4 月 1 日改定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成 21 年 4 月制定）」（以下「バンク制度要綱」という。）第 4 条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）またはバンク制度要綱第 9 条に規定する利用登録者のうち売買または貸借の契約を行った者（以下「利用者」という。）が、空き家等のリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部に対し明日香村空き家等活用バンクリフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を交付するにあたり、明日香村補助金等交付規則（令和 8 年 4 月 1 日明日香村規則第 2 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空き家とは、バンク制度要綱第 2 条第 1 号に規定する空き家のうち、同条第 4 号に規定する空き家バンクに登録された物件をいう。

（2）世帯とは、居住と生計を共にする社会生活上の単位をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、リフォームの対象となる空き家 1 件につき、空き家登録者または利用者のいずれか 1 名とし、当該補助金申請日の属する年度の前年度において、納付すべき村税等に滞納がない者とする。ただし、転入者であって村税の完納が証明されている納税証明書等が発行されない場合は従前地の市町村において滞納がない者とする。

2 前項の補助対象者のうち、利用者はリフォーム工事補助対象承認申請日において、世帯を構成する全員が対象の空き家に転居し、またはリフォーム工事完了後速やかに転居し、5 年以上継続して生活の本拠を置く見込みである世帯に所属していることを要する。

3 前項に定める者のほか、村長が特別に認めた者について、補助対象者とすることができる。

(補助対象事業)

第 4 条 リフォーム補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家の機能の維持及び向上のため、別表に掲げる工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 リフォーム補助金の額は、前条に規定する補助対象事業に要した経費の総額の 2 分の 1 に相当する額（税抜・その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、200 万円を限度とする。

2 リフォーム補助金の交付は、空き家 1 件に対して原則として 1 回を限度とする。

(補助対象事業承認申請)

第6条 補助対象者による申請は、事業に着手するまでに明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金補助事業対象承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1）明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金利用誓約書（様式第2号）
- （2）利用者が帰属する世帯全員の住民票（従前の住所地及び転居日が記載されたもの。）
- （3）納付すべき全ての税について、未納がないことを確認できる納税証明書（申請日の属する年度の前年度分）
- （4）空き家の売買または貸借の契約書の写し
- （5）リフォーム工事の見積書（工事箇所及び内容の詳細が記載されているもの。）
- （6）工事施工前の現場写真
- （7）その他村長が必要と認める書類

2 第3条第2項後段の利用者は、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金転居誓約書（様式第3号）をもって、前項第2号に規定する住民票に代えることができるものとする。この場合において、第12条に規定する明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付申請書を提出する時点で、対象の空き家への転居が完了していることを必要とし、同申請書に前項第2号の規定による書類を添付しなければならない。

（補助対象事業承認通知）

第7条 村長は前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金補助対象承認通知書（様式第4号）または明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金補助対象不承認決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の通知をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（検査または指示）

第8条 村長は、前条の規定による承認通知を受けた者に対し、当該事業を適正に実施させるため必要な検査を補助対象事業施工中に行い、報告を求め又は必要な指示をすることができる。

（変更、中止又は廃止の届出）

第9条 第7条に規定する通知を受けた者が第6条第1項の規定による申請の内容の変更をするときは、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金変更届出書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し村長に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときはその限りではない。

- （1）リフォーム工事の見積書（工事内容の変更が記載されているもの。）
- （2）その他村長が必要と認める書類

2 補助対象者は、その補助事業について中止または廃止する場合は、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金中止・廃止届出書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前2項の変更等申請内容を審査した結果、すでに決定した補助金の額に変更等が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

（工事完了報告）

第10条 補助対象事業承認通知を受けた者は、当該工事が完了したときは、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事完了報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに

村長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の現場写真
 - (2) その他村長が必要と認める書類
- (工事の完了検査)

第11条 村長は、前条の規定による完了届を受領したときは、当該工事について完了検査を行う。
(補助金交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の工事完了検査後、翌年度以降に、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 工事に要した経費の内訳が確認できる書類の写し(請求書等)
 - (2) 工事に要した経費の支払いが確認できる書類の写し(領収書等)
 - (3) 空き家に入居した世帯全員の住民票(明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付申請書を提出後に転居した場合のみ。)
 - (4) 明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金補助対象事業承認通知書の写し
 - (5) その他村長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び額の確定)

第13条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の趣旨に適合すると認めるときは当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付の決定及び補助金の額を確定し、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。
(権利譲渡の禁止)

第14条 交付決定者は、リフォーム補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。
(交付決定及び額の確定の取消し並びに補助金の返還)

第15条 村長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定及び額の確定の全部または一部を取り消したうえ、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請または不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定者が利用者である場合において、空き家への転居日から5年を経過することなく村外へ住所を移動したとき。
- (3) 交付決定者が空き家等登録者である場合において、空き家への転居日から5年を経過することなく空き家等登録者が利用者に対して空き家の利用を中止したとき。
- (4) 交付決定の内容またはこの要綱に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、村長は、交付決定者が第1項第2号または第3号に該当した場合において、次の各号のいずれかに該当し、やむを得ないと認めるときは、補助金の返還を免除し、または返還すべき額を減額することができる。

- (1) 死亡、疾病、災害その他不可抗力により居住または利用の継続が困難となったとき。
- (2) 利用者が、空き家等登録者の責めに帰すべき事由により、当該空き家の利用を継続できなくなったとき。

(3) その他村長が特別の事情があると認めるとき。

(補助金の交付請求)

第16条 交付決定者は第14条の明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付決定兼額の確定通知書を受けたときは、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金請求書(様式第11号)によりリフォーム補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第17条 村長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかにリフォーム補助金を交付するものとする。

(他法令との関係)

第18条 明日香村古民家等基盤整備補助金交付要綱(平成27年4月制定)に基づく補助金を受給した者または、明日香村地域経済循環創造事業交付金事業補助金交付要綱に基づく補助金を受給した者は、第3条の補助対象者から除く。

(書類の保存)

第19条 補助金の交付を受けた者は、当該工事内容及び経費に関する書類等を整備し、5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度申請分の補助対象事業から適用する。
(経過規定)
- 2 この要綱は、施行日以降に締結したリフォーム工事に適用し、平成28年3月31日以前に締結したリフォーム工事については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までを経過措置期間とする。
- 4 前項の期間において、第6条の規定によらず補助対象事業に着手した者は、令和8年12月28日までに同条に定める補助対象事業承認申請書を提出し、村長の承認を受けなければならない。
- 5 令和8年3月31日以前から事業を実施している者は、令和8年12月28日までに、第6条に定める補助対象事業承認申請書を提出し、村長の承認を受けた場合に限り、補助対象とすることができる。
- 6 令和8年3月31日までに事業を完了した者は、令和8年9月30日までに、従前により補助金の申請を速やかに行わなければならない。

別表（第4条関係）

対象経費及び対象外経費の例

建築物の機能維持及び向上を目的として行う、構造部分及び付帯設備の修繕、模様替え、増改築工事等とする。	経費	工事種別	工事内容の範囲（例）
	対象経費	修繕 （機能回復）	・ 基礎、内壁、床及び天井の補修、 畳の表替え ・ 建具の補修 ・ 玄関等出入り口の補修 ・ 風呂釜、給湯器の修繕または交換 ・ 台所、風呂、便所、洗面等の改善
		模様替え （仕様変更）	・ 内壁、床及び天井の張替え・塗り 替え ・ 建具の取り替え ・ 玄関等出入り口の付け替え ・ 間取り替え
		その他	・ 不要物の解体・撤去 ・ 電気設備及び給排水設備等の工事
	対象外経費	建物外部	・ 屋根、外壁工事 ・ 外構工事 ・ 造成工事 ・ 造園工事 ・ アンテナ工事 ・ 防犯カメラ工事
		購入・設置 （取外し可能なもの）	・ エアコン等の電気製品 ・ カーテン、カーテンレール ・ 照明器具 ・ 消火器等消防用品
		その他	・ 消費税

様式第 1 号（第 6 条関係）

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金補助対象事業承認申請書

年 月 日

明日香村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者 区 分		☐ 空き家等登録者 ☐ 利用者
転居日または転居予定日		
利 用 者 の 前 住 所		
空き家	登 録 番 号	
	所 在 地	明日香村大字
業 者	名 称	
	住 所	
空 家 の 契 約 締 結 日		
リ フ ォ ー ム の 内 容		
工 事 実 施 期 間		
工 事 見 積 金 額		

※添付書類

- (1) 明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金利用誓約書（様式第 2 号）
- (2) 利用者が帰属する世帯全員の住民票（従前の住所地及び転居日が記載されたもの。）
またはこれに代わるものとして転居誓約書（様式第 3 号）
- (3) 納付すべき全ての税について、未納がないことを確認できる納税証明書（申請日の属する年度の前年度分）
- (4) 空き家の売買または貸借の契約書の写し
- (5) リフォーム工事の見積書（工事箇所及び内容の詳細が記載されているもの。）
- (6) 工事施工前の現場写真
- (7) その他村長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金利用誓約書

年 月 日

明日香村長 様

申請者 住 所

氏 名

私は、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金の補助対象事業承認交付申請にあたり、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記事項を遵守することを誓約します。

1. 虚偽の申請又は不正の行為を行わないこと。
2. 交付決定者が利用者である場合において、空き家への転居日から 5 年以上は継続して当該空き家に生活の本拠を置き、適正に利用すること。
3. 明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 15 条各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、同条の規定に基づき村長が決定した返還額を、定められた期限までに速やかに返還すること。
4. その他法令、本要綱及び濃い不決定の内容を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金転居誓約書

年 月 日

明日香村長 様

住 所

氏 名

私は、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金の交付申請にあたり、
リフォーム工事完了後速やかにリフォーム工事の対象になった空き家の所在地へ
転居することを誓約します。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

明日香村長 印

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金対象事業承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、承認となりましたので明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

明日香村長

印

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金対象事業不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、不承認となりましたので、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

【理 由】

様式第6号（第9条関係）

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金変更届出書

年 月 日

明日香村長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で補助対象承認の通知を受けた補助金について、申請内容に変更が生じたので、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

すべて記入し、変更箇所は朱書きしてください。

申 請 者 区 分		☐ 空き家等登録者 ☐ 利用者
空 き 家	登 録 番 号	明日香村大字
	所 在 地	m ²
業 者	名 称	
	住 所	
リ フ ォ ー ム の 内 容		
工 事 実 施 期 間		
工 事 見 積 金 額		

※添付書類

- (1) リフォーム工事の見積書（工事内容の変更が記載されているもの）
- (2) その他村長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金中止・廃止届出書

年 月 日

明日香村長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号により補助対象承認を受けましたが、
次の通り中止・廃止したいので、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

【中止・廃止の理由】

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事完了報告書

年 月 日

明 日 香 村 長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で補助対象承認を受けた補助金について、リフォーム工事が完了したので、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

申 請 者 区 分		☐ 空き家等登録者 ☐ 利用者
空 き 家 所 在 地		明日香村大字
施工業者	住 所	
	名 称	
リ フ ォ ー ム 内 容		
工 事 実 施 期 間		
リ フ ォ ー ム 工 事 金 額		

※添付書類

- （１）リフォーム工事施工後の現場写真
- （２）その他村長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付申請書

年 月 日

明 日 香 村 長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者 区 分		☐ 空き家等登録者	☐ 利用者
空き家	登録番号		
	所 在 地	明日香村大字	
業者	名 称		
	住 所		
リ フ ォ ー ム の 内 容			
工 事 実 施 期 間			
工 事 実 施 金 額			

※添付書類

- (1) 工事に要した経費の内訳が確認できる書類の写し（請求書等）
- (2) 工事に要した経費の支払いが確認できる書類の写し（領収書等）
- (3) 空き家に入居した世帯全員の住民票（明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付申請書を提出後に転居した場合のみ。）
- (4) 明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金補助対象事業承認通知書の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

明日香村長 印

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった補助金について、下記のとおり交付することを決定し、及び交付額を確定したので、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定及び確定額 _____ 円

様式第 1 1 号（第 1 6 条関係）

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金請求書

年 月 日

明 日 香 村 長 様

請求者 住 所

氏 名

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込口座

金 融 機 関 名	銀行 ・ 農協 ・ 金庫
	本店 ・ 支店 ・ 本所 ・ 支所
口 座 の 種 類	普通（総合） ・ 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ
	氏 名